

様式第九（第4条関係）

新事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定に関する照会書

令和4年4月6日

内閣総理大臣 岸田 文雄 殿
法務大臣 古川 禎久 殿
財務大臣 鈴木 俊一 殿
経済産業大臣 萩生田 光一 殿

東京都千代田区神田錦町三丁目1番
オームビル2階
株式会社サイトビジット
代表取締役 鬼頭 政人

産業競争力強化法第7条第1項の規定に基づき、実施しようとする新事業活動及びこれに関連する事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定の解釈並びに当該新事業活動及びこれに関連する事業活動に対する当該規定の適用の有無について、確認を求めます。

記

1. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の目標

株式会社サイトビジット（以下「当社」といいます。）は、「freeeサイン」という名称で、契約書の作成、締結、管理まで、契約業務の煩雑なプロセスをオンラインで完結するワンストップ型の電子契約サービスを提供しています。

当社の電子契約サービスを用いることによって、時間や手間、印紙のコスト、紛失や間違い等の契約業務の様々な課題から契約締結業務に関与する方々を解放し、日本の企業の生産性の向上に資することを事業目標としております。

2. 新事業活動及びこれに関連する事業活動により生産性の向上又は新たな需要の獲得が見込まれる理由

「新たな役務の開発又は提供」に該当すると考えます。

当社が提供する freee サイン（具体的なサービスの内容は、後記3(2)で詳述します。）は、電磁的記録を活用することによるペーパーレス化、脱ハンコ化に資するものであり、従来紙の書面を使用していた現場における生産性向上を見込むことができ、また、従来の紙に代わる方法として新たな需要の獲得を見込むことができます。

新たな需要の獲得については、国の契約書への押印を代替する用途、請書その他これに準ずる書面、検査調書、見積書等への用途の利用を見込んでおり、「平成29年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に定める中小企業者の受注機会の増大のための措置に係る措置状況」（平成31年3月中小企業庁）によれば、国の契約総件数は年間

1,033,465件であるところ、

の需要を獲得することとなります。

3. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の内容

(1) 事業実施主体

サービス提供事業者：当社

サービス利用者：国、法人及び個人

(2) 事業概要

当社は、「freeeサイン」という名称の電子契約サービスを事業者、個人向けに提供しており、freeeサインとは、契約書の作成、締結、管理まで契約業務の煩雑なプロセスをfreeeサインのサービスのみでオンラインで完結するワンストップ型の電子契約サービスです。

freeeサインには複数のサービスがありますが、その一つとして、当社は、利用者の指示に基づき当社の署名鍵により署名を行うサービスを提供することとし、これにより利用者が電子契約サービスであるfreeeサインを利用することで署名又は記名押印のなされた書面に代わって電子署名のある電磁的記録を作成することを可能にすることを企図しています（以下では、freeeサインのサービスのうち、利用者の指示に基づき当社の署名鍵により署名を行うサービスを「立会人型freeeサイン」といいます。）。

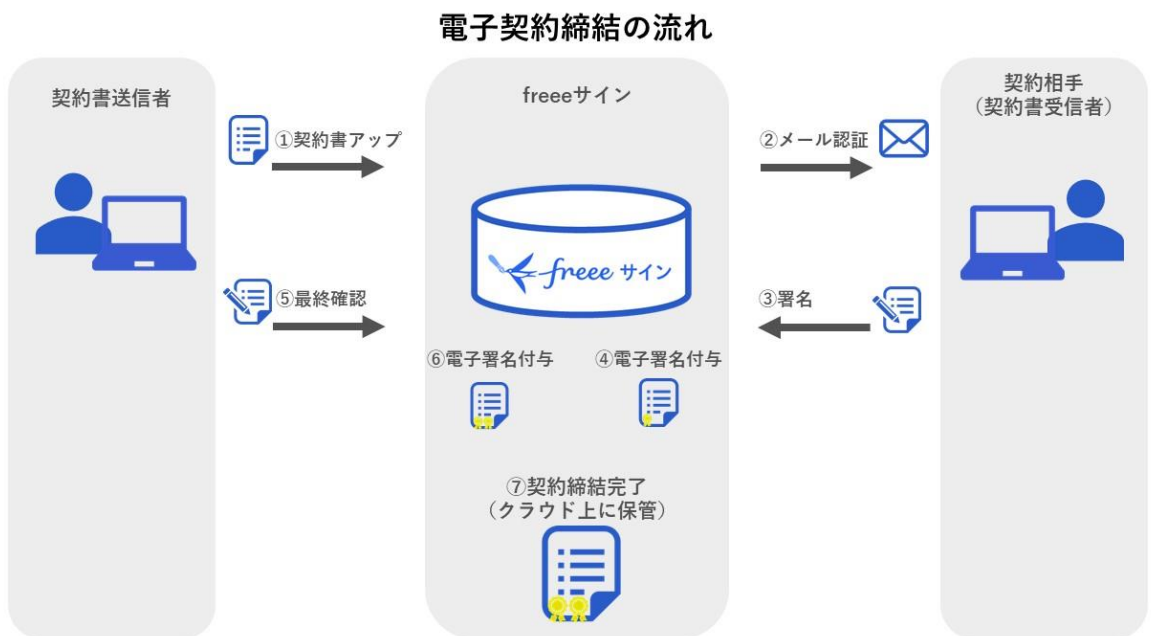
利用者間で立会人型freeeサインを利用して電子契約を締結する場合のプロセスは以下のとおりです。なお、各プロセスに係る画面図は、別添のとおりで。

- ① 利用者である送信者は、freeeサインにログインし、「電子署名の利用に同意しますがよろしいですか？※電子署名は1通送信するごとに料金が発生します。」との画面上の表示に同意の上、契約内容を記載したファイル（PDF、Word、Excel、PowerPoint）をfreeeサインの契約するクラウドサーバー上にアップロードします。
- ② 送信者は、freeeサインの画面上で、受信者である相手方（三者間契約の場合など受信者である相手方が複数人の場合もありますが、各受信者について同様のプロセスで受信者側に後記⑥の署名が付加されます。）に関する情報（氏名、メールアドレス等）を指定して、受信者への送信に同意します（送信に同意する内容のボタンをクリックします。）。
- ③ freeeサインは、自動的に受信者の電子メールアドレスに対して、送信者から受信者宛に電子契約書が届いた旨とfreeeサインのクラウドサーバー上にアップロードされた電子ファイルにアクセスするためのURLが記載された電子メールを送り、受信者はかかる電子メールを受け取ります。
- ④ 受信者は送信された電子メールに記載されたURLをクリックすることにより、freeeサインのクラウドサーバー上にアップロードされた電子ファイルにアクセスします。
- ⑤ 受信者が電子ファイルの内容を確認して、freeeサインの画面上に表示された「電子記録及び電子署名の利用に同意する」旨の画面上の同意ボタンにチェックを入れたうえで「署名」のボタンをクリックします。なお、上記がなされた時点で、freeeサイン

のクラウドサーバー上にアップロードされた電子ファイルがいずれの形式であっても、PDF形式に変換されています。

- ⑥ 上記⑤がなされると、freeeサインのクラウドサーバー上にアップロードされた電子ファイルに自動的に受信者側の署名（当社の署名鍵によるもの）が付加されます。
- ⑦ 上記⑥がなされると、自動的に送信者及び受信者の電子メールアドレスに対して受信者の署名がなされた旨の通知がなされ、送信者が freeeサイン上で最終確認として「締結完了」のボタンをクリックし、契約締結が完了します。
- ⑧ 上記⑦がなされると、freeeサインのクラウドサーバー上にアップロードされた電子ファイルに自動的に送信者側の署名（当社の署名鍵によるもの）が付加されます。

立会人型 freeeサインのサービスを図示すると以下のとおりです。



- (3) 新事業活動を実施する場所
当社本社および各事業所

4. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の実施時期

本法律の解釈が明らかにされ次第、電子署名としての活用を前提とした告知、広告を伴う事業活動を速やかに実施する予定です。

5. 解釈及び適用の有無の確認を求める規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定

会計法（昭和二十二年法律第三十五号）

第四十九条の二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により作成することとされている書類等（書類、計算書その他文字、図形その他等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び次条において同じ。）について

は、当該書類等に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして財務大臣が定めるものをいう。同項及び同条第一項において同じ。）の作成をもつて、当該書類等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該書類等とみなす。

2 前項の規定により書類等が電磁的記録で作成されている場合の記名押印については、記名押印に代えて氏名又は名称を明らかにする措置であつて財務大臣が定める措置をとらなければならない。

契約事務取扱規則（昭和三十七年大蔵省令第五十二号）

第二十八条 次の各号に掲げる書類等の作成については、次項に規定する方法による法第四十九条の二第一項に規定する財務大臣が定める当該書類等に記載すべき事項を記録した電磁的記録により作成することができる。

- 一 契約書
- 二 請書その他これに準ずる書面
- 三 検査調書
- 四 第二十三条第一項に規定する書面
- 五 見積書

2 前項各号に掲げる書類等の作成に代わる電磁的記録の作成は、各省各庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と契約の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して当該書類等に記載すべき事項を記録する方法により作成するものとする。

3 第一項第一号の規定により契約書が電磁的記録で作成されている場合の記名押印に代わるものであつて法第四十九条の二第二項に規定する財務大臣が定める措置は、電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項の電子署名をいう。）とする。

電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）

第二条 この法律において「電子署名」とは、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に記録することができる情報について行われる措置であつて、次の要件のいずれにも該当するものをいう。

- 一 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。
- 二 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。

6. 具体的な確認事項並びに規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定の解釈及び当該規定の適用の有無についての見解

(1) 具体的な確認事項

ア 本照会により、当社が提供する立会人型 freee サインによる署名が電子署名及び認証業務に関する法律第 2 条第 1 項に定める電子署名に該当し、これを引用する契約事務取扱規則第 28 条第 3 項に基づき国の契約書が電磁的記録で作成されている場合の記名押印に代わるものとして利用可能であることを確認させていただきたく存じます。

イ 本照会により、当社が提供する立会人型 freee サインにおいて、契約書、請書その他これに準ずる書面、検査調書、見積書等（以下「契約書等」という。）の電子データをクラウドサーバーにアップロードし、送信者と受信者の各利用者がログインして双方の契約締結業務を実施する仕組みが、契約事務取扱規則第 28 条第 2 項に規定する方法による「電磁的記録の作成」に該当し、契約書等の作成に代わる電磁的記録の作成として、利用可能であることを確認させていただきたく存じます。

(2) 上記確認事項に関する法律等の解釈及び当社の見解

ア 電子署名法第 2 条第 1 項について

(ア) 電子署名法第 2 条第 1 項の「電子署名」の要件について

電子署名を定義する電子署名法第 2 条第 1 項の文言に基づき、電子署名として認められるために満たすべき要件を整理すると、以下のとおりとなります。

- ①電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置であること（第 2 条第 1 項柱書）
- ②当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること（第 2 条第 1 項第 1 号）
- ③当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること（第 2 条第 1 項第 2 号）

(イ) 電子署名法第 2 条第 1 項柱書の要件について

電子署名といえるためには、電子署名法第 2 条第 1 項柱書の要件である「電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置」といえる必要があります。

freee サインにおいては、契約書等の PDF 形式のデータそのものに別途署名鍵によって署名を施す措置をとるものであるところ、PDF 形式そのものは電磁的記録であることから、第 2 条第 1 項柱書の要件を満たすものといえます。

(ウ) 電子署名法第 2 条第 1 項第 1 号の要件について

① 問題点

電子署名といえるためには、電子署名法第 2 条第 1 項第 1 号の要件である「当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること」といえる必要があります。

立会人型 freee サインによるサービスは、利用者の指示に基づき、利用者が作成した電磁的記録について、利用者自身の署名鍵ではなく、サービス提供者である当社の署名鍵により暗号化等を行うサービスであるため、電子署名法第 2 条第 1 項第 1 号の「当該

措置を行った者」がサービス提供事業者である当社ではなく、当社が提供するサービスの利用者であると評価し得るかどうかが問題となります。

② 総務省、法務省及び経済産業省による解釈

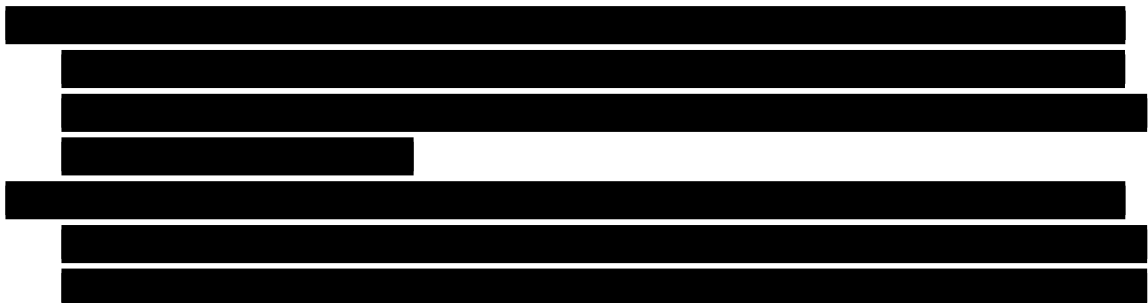
上記の問題点については、令和2年7月17日付の総務省、法務省及び経済産業省の「利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関するQ&A」において、以下の解釈が示されています。

- ・電子署名法第2条第1項第1号の「当該措置を行った者」に該当するためには、必ずしも物理的に当該措置を自ら行うことが必要となるわけではなく、例えば、物理的にはAが当該措置を行った場合であっても、Bの意思のみに基づき、Aの意思が介在することなく当該措置が行われたものと認められる場合であれば、「当該措置を行った者」はBであると評価することができるものと考えられる。
- ・このため、利用者が作成した電子文書について、サービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化を行うこと等によって当該文書の成立の真正性及びその後の非改変性を担保しようとするサービスであっても、技術的・機能的に見て、サービス提供事業者の意思が介在する余地がなく、利用者の意思のみに基づいて機械的に暗号化されたものであることが担保されていると認められる場合であれば、「当該措置を行った者」はサービス提供事業者ではなく、その利用者であると評価し得るものと考えられる。
- ・そして、上記サービスにおいて、例えば、サービス提供事業者に対して電子文書の送信を行った利用者やその日時等の情報を付随情報として確認することができるものになっているなど、当該電子文書に付された当該情報を含めての全体を1つの措置と捉え直すことによって、電子文書について行われた当該措置が利用者の意思に基づいていることが明らかになる場合には、これらを全体として1つの措置と捉え直すことにより、「当該措置を行った者（＝当該利用者）の作成に係るものであることを示すためのものであること」という要件（電子署名法第2条第1項第1号）を満たすことになるものと考えられる。

③ 立会人型 freee サインが第1号の要件を満たすものであること

立会人型 freee サインによるサービスは、電子文書の作成者である利用者の指図に基づき、サービス提供者である当社の意思が一切介在することなく、自動的・機械的に暗号化されるものです。

実際の暗号化のプロセスについては、以下のとおりです。

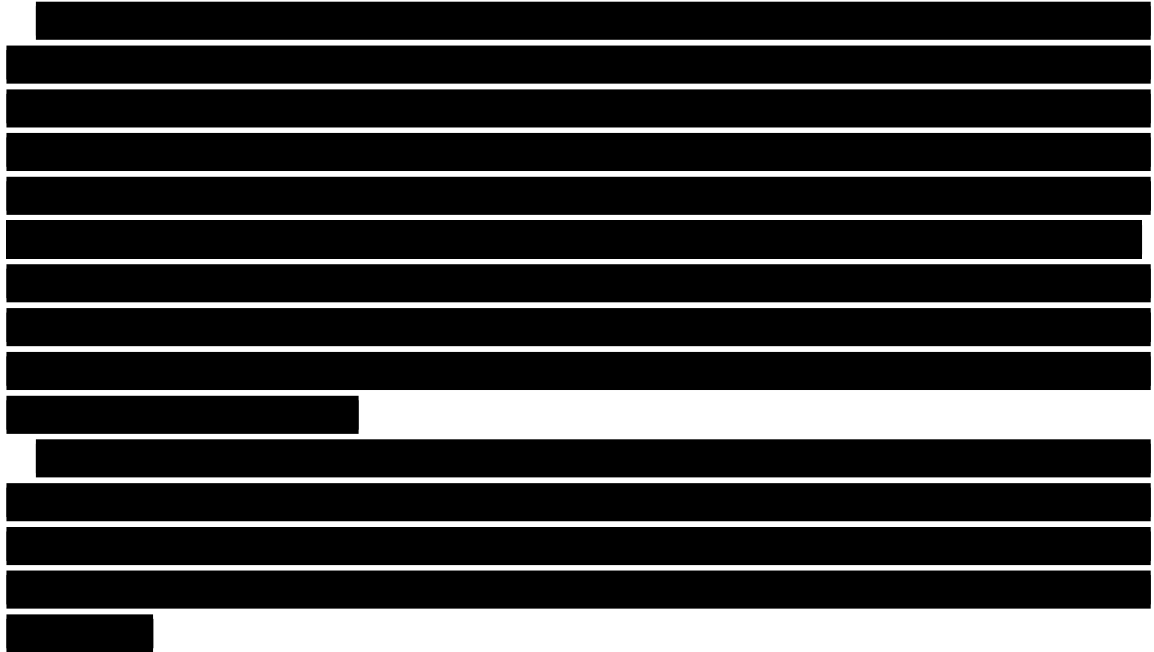


[Redacted text block]

上記 a から o については、全て当社のシステム及びそれと API 連携した iTrust リモート署名サービスのシステム上で自動的に処理されており、電子文書は、当社の意思が何ら介在する余地がなく、利用者である送信者及び受信者の意思のみに基づいて機械的に暗号化されております。また、受信者又は送信者の端末と当社の契約するサーバーとの間の通信及び当社の契約するサーバーとサイバートラスト株式会社が運用管理するサ

サーバーとの間の通信は、TLS 通信により暗号化されており、盗聴、改ざん、なりすましの防止が図られています。

また、当社の開発者が悪意をもって freee サインの利用者の意図とは異なる電子署名を行うようなことがないよう、以下のとおり、組織的にサーバーへのアクセス制御を行っています。



以上によれば、立会人型 freee サインによるサービスは、技術的・機能的に見て、サービス提供事業者である当社の意思が介在する余地がなく、利用者の意思のみに基づいて機械的に暗号化されたものであることが担保されているということができ、したがって、「当該措置を行った者」はサービス提供事業者である当社ではなく、その利用者であると評価し得るものといえます。

また、立会人型 freee サインにおいて PDF ファイルに付与された利用者の電子署名のデータについては、利用者の氏名・メールアドレスを含む利用者の当事者情報と署名時刻に係るタイムスタンプ情報の 2 つが記録され、これらが PDF の署名パネルで確認可能です。

以上のとおり、サービス提供事業者である当社に対して電子文書である PDF ファイルを送信した利用者の氏名、署名時刻を当該電子文書である PDF の付随情報として確認することができますので、立会人型 freee サインの提供するサービスは、当該電子文書に付された当該情報を含めての全体を 1 つの措置と捉え直すことによって、電子文書について行われた当該措置が利用者の意思に基づいていることが明らかになる場合ということができます。

(エ) 電子署名法第 2 条第 1 項第 2 号の要件について

電子署名といえるためには、電子署名法第2条第1項第2号の要件である「当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるもの」といえることが必要になります。

いわゆる公開鍵暗号方式を利用したデジタル署名の場合には、秘密鍵で暗号化された暗号文を公開鍵で復号化して得られた情報と、電子署名の対象となっている電子文書等とを照合することにより、改変がなされているかどうかを確認することができるため、上記の要件を満たすといえます。

立会人型 freee サインにおいては、署名に使用される暗号アルゴリズムとして、ハッシュ関数 SHA-256、2048 ビットの RSA 方式を用いていますので、電子署名法第2条第1項第2号の要件である「当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるもの」の要件を満たすものと考えます。

イ 契約事務取扱規則第28条第2項について

契約事務取扱規則第28条第2項では、同条第1項各号に掲げる書類等の作成に代わる電磁的記録の作成は、各省各庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と契約の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して当該書類等に記載すべき事項を記録する方法により作成するものと規定しています。

立会人型 freee サインにおいては、利用者である送信者が契約書等の電子ファイルを作成し、freee サインのウェブサイトへアクセスして所定の操作を行うことにより、当該契約書等の電子データは当社が契約するサーバーへアップロードされ、freee サインは、自動的に受信者の電子メールアドレスに対して、送信者から受信者宛に契約書等が届いた旨と freee サインのクラウドサーバー上にアップロードされた電子ファイルへアクセスするための URL が記載された電子メールを送ります。受信者は送信された電子メールに記載された URL をクリックすることにより、freee サインのクラウドサーバー上にアップロードされた電子ファイルへアクセスして、画面上の同意ボタンで署名に同意することにより契約締結が完了します。

以上のとおり、立会人型 freee サインは、契約当事者がそれぞれの電子計算機からインターネットを経由して、当社がクラウドサーバー上で提供する電子契約サービスである freee サインへアクセスし、処理を行うものであり、また、契約当事者である送信者又は受信者は、freee サイン上で契約書等をアップロードし、内容を確認し、同意を行うものであることから、これは「各省各庁の使用に係る電子計算機と契約の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織」に該当し、契約事務取扱規則第28条第2項に規定する方法による「電磁的記録の作成」に該当し、契約書、請書その他これに準ずる書面、検査調書、見積書等の作成に代わる電磁的記録の作成として、利用可能であると考えます。

以上

別添 画面図

①-1 「電子署名」の利用の選択画面

freee サイン
一括作成・送信予約一覧

ワークフロー管理

自分の申請 0
承認する 0

テンプレート管理

使い方

電話でのお問い合わせ
050-2018-6266
※受付時間
平日9時~12時,13時~18時

y-shima@sight-visit.com

通知メールの通知設定

- 又書のパスワード設定を必須にする
- フォルダ選択を必須にする
- 電子署名を利用する
[電子サインと電子署名の違いについて](#)
- 相手方画面・メールのブランドロゴを変更する
- ワークフロー承認を必須にする
- ルートテンプレート選択を必須にする
- テンプレート用のフォルダを有効にする
- 相手方の複数承認を必須にする
- 相手方の電話番号確認を必須にする

更新する

①-2 「電子署名」の利用に関する同意画面

staging-ns.com の内容

電子署名の利用に同意しますがよろしいですか？
※ 電子署名は1通送信するごとに料金が発生します

OK キャンセル

①-3 使用する契約書等の選択画面

ファイルから文書を作成 基本設定

基本情報の設定

ファイルをアップロードして文書を作成します。Word、Excel、PowerPoint 形式の場合は、アップロード後にPDFに自動変換されます。

ファイル名 必須

アップロードするファイル 必須

※パスワード付きファイルはアップロードできません

選択したファイル

ファイルが選択されていません

ファイルをここにドラッグ&ドロップ

ローカルからファイルを選択

戻る 入力項目の設定/配置へ進む

②-2 送信者による送信画面

×

以下の内容で書類を送信します

送り先



送り先メールアドレス


※ 電子署名は1通送信するごとに料金が発生します [電子サインと電子署名の違いについて](#)

閉じる

送信

③④ 受信者が受領する電子ファイルにアクセスするための URL が記載された電子メールの画面

契約書送信者 様からfreeサインデモが届きました  

 freeサイン 事務局 notice@ninja-sign.com sendgrid.net 経由 16:17 (25 分前) ☆ ← ⋮

To 受信者メールアドレス



契約受信者 様

契約送信者 様から freeサインデモ が届きました。

以下のリンクから文書の内容をご確認頂き、問題なければオンライン上で署名・合意してください。

freeサインへの登録は不要です。

文書を確認する

有効期限: 年/月/日/時間

署名・合意後、

契約送信者 様の最終確認をもって締結完了となります。

- 本メールは 契約送信者 様からの依頼によりfreeサインよりお送りしております。
- 本メールは送信専用です。ご返信頂くことはできません。
- 万が一、本メールにお心あたりがない場合には、送信者メールアドレス までご連絡頂ければ幸いです。誤送信の場合には本メールの内容は速やかに破棄・削除していただくようお願いいたします。
- その他操作等でご不明な点がございました場合は、サポートまでご連絡頂ければ幸いです。

⑤-1 受信者による契約書に記載する内容の入力画面

契約書内容 freeサインデモ

[[2:会社名]] (以下「甲」という)とfreeサイン(以下「乙」という)は、以下の通り合意する。

(freeサインとは)
第1条 甲は、freeサインが「ワンストップ契約サービス」であることを理解している。

(本合意の意味)
第2条 甲乙は、本合意がfreeサインの機能を理解するためのものに過ぎず、何らの法的効果を有しないことを相互に確認する。

本合意の証として、電子契約の方式により甲乙押印をする。

入力項目

甲


[[2:会社名]]

[[2:役職名]]

[[2:代表者名]]

署名者印

乙押印(相手)



freeサインデモ

以下のフォームにご入力いただき、入力内容の確認に進んでください。

フォームの入力内容は、PDFファイル内の二重カッコで囲まれた部分に反映されます。

入力項目

会社名
例) 忍者株式会社 必須

会社名を入力してください。受領者の会社名が入力項目として設定されている場合には、受領者の会社名を記載してください。

役職名
例) 代表取締役 任意

代表取締役など、入力項目として設定されている役職名を記載してください。

代表者名
例) 忍者太郎 必須

署名者印

印鑑
例) 株式会社〇〇 (半角スペース部分で改行)

署名または印鑑名を記載してください。プレビューに署名者印がある場合は入力した内容に置換されます。

添付ファイル

添付ファイル
[ファイル選択] 選択されていません

容量: 1ファイルあたり5MB以内
[Windowsの場合: Ctrl]、[Macの場合: command] を押しながらファイルをクリックすると複数選択できます。

メッセージ

メッセージ
送信者へのメッセージなどを入力してください

CC CCを追加

電子記録および電子署名の利用 に同意する

入力内容の確認へ >

⑤-2 受信者による「電子記録および電子署名」の利用の同意画面

電子記録および電子署名の利用 に同意する

入力内容の確認へ >

⑤-3 受信者による入力確認、署名・合意画面



入力内容を確認し、問題がなければ署名・合意してください。


会社名 株式会社test
役職名 代表取締役
代表者名 テスト太郎
印鑑 test
メッセージ 未入力
電子記録および電子署名の利用 <input checked="" type="checkbox"/> 同意する


⑥ 受信者側の署名後の署名パネル画面

The screenshot displays a digital signature interface. At the top, a blue header bar contains the text "署名済みであり、すべての署名が有効です。" (Signature complete and all signatures are valid) on the left and "署名パネル" (Signature Panel) on the right. Below the header, a sidebar on the left shows a list of signatures. The first signature is highlighted with a blue box and contains the text "バージョン 1: 株式会社サイトビジットにより署名済み" (Version 1: Signed by Site Visit Co., Ltd.). A "電子署名" (Electronic Signature) button is visible next to it. The main content area on the right is titled "freeサインデモ" (free signature demo). It contains the following text: "株式会社test (以下「甲」という)とfreeサイン(以下「乙」という)は、以下の通り合意する。" (Company test (hereinafter referred to as "A") and free sign (hereinafter referred to as "B") agree as follows.); "(freeサインとは)" (free sign is); "第1条 甲は、freeサインが「ワンストップ契約サービス」であることを理解している。" (Article 1 A understands that free sign is a "one-stop contract service"); "(本合意の意味)" (Meaning of this agreement); "第2条 甲乙は、本合意がfreeサインの機能を理解するためのものに過ぎず、何らの法的効果を有しないことを相互に確認する。" (Article 2 A and B confirm that this agreement is only for understanding the function of free sign and has no legal effect); "本合意の証として、電子契約の方式により甲乙押印をする。" (As evidence of this agreement, A and B will sign electronically). At the bottom right, the name "甲 株式会社test" (A Company test) is listed next to a red circular stamp containing the word "test". Below the name are the titles "代表取締役" (Representative Director) and "テスト太郎" (Test Taro).

⑦-1 送信者が受領する契約書確認に係る電子メールの画面

契約受信者 様に送信したfreeサインデモに合意がされまし
た 受信トレイ

 freeサイン事務局 notice@ninja-sign.com sendgrid.net 経由
To 送信者メールアドレス 16:24 (1 時間前) ☆ ↶ ⋮



契約書送信者 様

契約受信者 様に送信した freeサインデモ に合意がされました。

以下のリンクから、文書の内容をご確認頂き締結を完了してください。内容に不備がある場合は却下してください。

[文書を確認する](#)

- 本メールは 契約受信者 からの依頼によりfreeサインよりお送りしております。
- 本メールは送信専用です。ご返信頂くことはできません。
- 万が一、本メールにお心あたりがない場合には送信者メールアドレス までご連絡頂ければ幸いです。誤送信の場合には本メールの内容は速やかに破棄・削除していただくようお願いいたします。



⑦-2 送信者による契約締結の完了画面

内容をご確認頂き締結を完了してください。内容に不備がある場合は却下してください。

新規コメント 任意

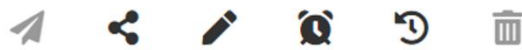
却下する 締結を完了する



 プレビュー

freeサインデモ

要確認



署名者1

契約送信者

署名者2

契約受信者

進行状況

確認する

⑧ 契約締結後の署名パネル画面

The screenshot displays a digital signature panel interface. At the top, a blue header bar contains the text "署名済みであり、すべての署名が有効です。" (All signatures are complete and valid) and a "署名パネル" (Signature Panel) button. Below the header, a sidebar on the left shows a list of signatures under the heading "電子署名" (Electronic Signature). The list includes four entries, with the fourth entry, "バージョン 4: SEIKO Timestamp Service. Accredited A2W", highlighted with a red box and a red "タイムスタンプ" (Timestamp) label. The main content area on the right shows a document titled "freeサインデモ" (Free Sign Demo) with the following text:

株式会社test (以下「甲」という)とfreeサイン (以下「乙」という)は、以下の通り合意する。

(freeサインとは)
第1条 甲は、freeサインが「ワシストップ契約サービス」であることを理解している。

(本合意の意味)
第2条 甲乙は、本合意がfreeサインの機能を理解するためのものに過ぎず、何らの法的効果を有しないことを相互に確認する。

本合意の証として、電子契約の方式により甲乙押印をする。

甲 株式会社test
代表取締役
テスト太郎

A red circular stamp with the text "test" is visible next to the signature information.